

熊本市余熱利用施設条例の一部改正について

熊本市余熱利用施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例

熊本市余熱利用施設条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第3(4)冷暖房設備使用料の表中

「

研修室	1台につき1時間までごとに 100円
-----	--------------------

」

を

「

多目的室	1時間までごとに 300円
研修室	1台につき1時間までごとに 100円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提出理由)

西部交流センターの多目的室の冷暖房設備に関する使用料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。